

[事案 28-314] 契約解除無効・給付金支払請求

・平成 29 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 2 月に契約した医療保険について、保険会社は、P S A 検査について告知しなかったことを告知義務違反による契約解除の理由とするが、募集人に定期的な P S A 検査について告げたところ、病名が分からなければ保険契約に加入できると答えた募集人の告知妨害が原因であるので、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いをしてほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人から、P S A 検査を受けていると告げられておらず、申立人が主張するようなやりとりもなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、P S A 検査については告知すべきであったことが認められる一方、募集人の告知妨害は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。